

第3章 史跡の概要

第1節 指定と追加指定に至る経緯

郡山城跡は、昭和15年(1940)8月30日に山頂部を中心として、7.5ha(本丸、二の丸、三の丸、厩の壇、釜屋の壇、姫の丸壇、釣井の壇、御蔵屋敷の壇、勢溜の壇、満願寺跡、妙寿寺跡、羽子の丸)が国の史跡に指定された。その後、毛利元就の墓が昭和29年(1954)11月11日に県の史跡に指定された。

こうして指定された範囲は、郡山城跡の一部であることから、昭和57年(1982)9月、文化庁より広島県教育委員会を通じて、史跡毛利氏城館跡(郡山城跡)の指定地を郡山全域に拡大するよう指導があった。

このため、昭和58年(1983)2月、広島県教育委員会と旧吉田町は指定地の範囲について協議し、それを受けて広島県教育委員会は同年6月、吉田町文化財専門委員会及び吉田財産区会議において、指定の意義について説明を行った。さらに、広島県教育委員会は7月に郡山の町有地を管理する吉田財産区会議において追加指定に関する説明を行い、同意を得ている。

郡山全域の指定に関しては、民有地も多数あることから、昭和58年(1983)12月から翌年9月にかけて、合計3回の追加指定についての地元説明会を開催した。

また、第3回地元説明会の直後(昭和59年9月)には、文化庁より多治比猿掛城跡も山の全域を史跡指定するよう指導があり、同年12月には居館跡(御里屋敷跡伝承地)も追加指定するよう指導があった。

このように、御里屋敷跡伝承地及び多治比猿掛城跡を含め追加指定する方向づけがなされたことを受け、昭和60年度から62年度にかけて国庫補助を受け、吉田町教育委員会は史跡郡山城跡保存管理計画策定事業を実施し、昭和63年(1988)3月、「史跡郡山城跡保存管理計画」を策定した。

この間、昭和61年(1981)7月には、史跡郡山城跡の追加指定を文化庁に申請し、同年10月の文化財保護委員会では、追加指定及び名称変更(「毛利氏城跡」への変更)に関して答申された。

そして、昭和63年(1988)2月16日、史跡郡山城跡の追加指定及び名称変更(史跡毛利氏城跡)が官報に告示された。

第2節 指定の状況

1 指定告示

(1) 昭和15年の指定

官報 第4096号 昭和15年8月30日金曜日

◎文部省告示第546号

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和15年8月30日 文部大臣 橋田邦彦

第1類 史蹟

名称 郡山城跡

地名 廣島縣高田郡吉田町字郡山

地域 1328番ノ1内實測6町2段2畝28歩8合, 1328番ノ2, 1328番ノ3,
1347番, 1362番, 1363番

(2) 昭和63年の追加指定

文部省告示第17号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により, 史跡郡山城跡(昭和15年文部省告示第546号)について, その名称を改め, 地域を追加して指定し, 次に掲げるとおりとする。

昭和63年2月16日 文部大臣 中島源太郎

新名称	所在地	地域
-----	-----	----

毛利氏城跡		
-------	--	--

多治比猿掛城跡	広島県高田郡吉田町大字多治比字烏帽子, 同字 隠地, 同字長迫	別図のとおり
---------	------------------------------------	--------

郡山城跡	広島県高田郡吉田町大字吉田字郡山, 同字上迫	別図のとおり
------	------------------------	--------

備考 別図は省略し, その図面を広島県教育委員会及び吉田町教育委員会に備え置いて従覧に供する。

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

大永三年毛利元就宗家ヲ嗣ギ多治比ノ猿掛城ヨリ此ノ地ニ移リ父祖以來ノ城域ヲ改メ其ノ規模ヲ擴大シテ之ニ居リ天文九年尼子晴久ノ來攻ニ遇ヒシモ屈セズ却テ之ニ撃退セリ以後本城ヲ根據トシテ威ヲ中國ニ振ヒシガ嫡孫輝元ニ至リ廣島ニ移城セシヲ以テ天正十九年廢城トナレリ

城構ハ山城ニ屬シ可愛川ト多治比川トノ合流點ニ近キ海拔約四百米ノ郡山山頂ヲ削平シテ本丸ヲ設ケ其ノ南方ニ二ノ丸, 三ノ丸ヲ構ヘタルモノニシテ諸處ニ石壁ノ趾アリ西ニ釣井壇, 西南ニ御藏屋敷, 勢溜ノ壇アリ北ニ姫ノ丸, 東北ニ釜屋壇, 羽子ノ丸アリ東南ニ廐ノ壇アリテ舊規模ヨク保存セラレタリ尚山麓ニハ毛利元就等ノ廟墓アリ

※出典: 国指定文化財等データベース(文化庁)

(2) 史跡の追加指定及び名称変更の説明文

郡山城跡

(新名称)

毛利氏城跡

多治比猿掛城跡

郡山城跡

広島県高田郡吉田町

郡山城は南北朝時代から天正期に至る毛利氏累代の本城として、史跡に指定されている。ただし既指定地は郡山の山頂付近の一部であり、山全体に及ぶものではなかったが、郡山城の遺構は郡山山稜全体に残存し、指定地外にも広く分布する。

すなわち山頂より南東に延びる山稜上、北を難波谷、西を堀切によって画される未指定地の一画は『芸藩通志』絵図に「親城跡」、『国郡志書出帳』に「古本丸」と記されるものに相当し、地元では旧本城と呼称しているが、『祐長老答国司広邑書』『芸藩通志』をはじめとする古書が、建武2年(1335)毛利時親が初めて築城したと伝える古城跡に該当し、本丸(一の丸)、二の丸、三の丸のほか古井戸(釣井)が残存する。

現在の郡山城跡は大永2年(1522)以降毛利元就が父祖以来の城域を郡山全体に拡張した、いわば新城とも称すべき城の跡であるが、そのうち東方の厩の壇(既指定地)より続く尾根上、旧本城とは難波谷をへだてた北方の尾根には数か所の郭が残り馬場跡と呼んでいる。また山頂より南西方向にのびる尾根上、勢溜の壇(既指定地)の延長上に位置する派生尾根上には一位の壇、矢倉の壇、尾崎丸などと通称されるいくつかの郭が残存するが、いずれも指定地外となっている。

また、西南山麓には御里屋敷と呼ばれる一画があり、毛利元就の居館(土居)跡と伝えている。さらに南から西にかけての山麓には常栄寺跡、妙玖庵跡、洞春寺跡等の寺院跡が残存し、常栄寺跡には毛利隆元(法名華溪常栄)墓所が、洞春寺跡には毛利元就(法名日頼洞春)墓所、毛利一族墓所がある。また妙玖庵は元就夫人妙玖の菩提寺と伝えているが、いずれも指定地外となっている。

郡山城跡の北西4キロメートルに多治比猿掛城跡がある。毛利元就は大永3年(1523)27歳の時に甥幸松丸夭折のあとをうけて郡山城(旧本城)に入城し、毛利家の家督を継承するが、それまでの居城が多治比猿掛城であった。元就は明応9年(1500)4歳の時、家長を長子興元に譲り隠居した父弘元とともにこの城に移り住んだ。大永以前、庶流であった時代の元就は多治比殿と呼ばれていた。元就家督継承にあたって福原広俊以下15名が連署状を提出しているが(毛利家文書)、その宛先に

「多治比御城

参

人々御中」

とあるのがこの城に該当する。また猿掛の呼称は『陰徳太平記』や『芸藩通志』にみえている。城跡は、多治比川がめぐる標高380メートルの急峻な猿掛山上にあり、本丸、二の丸、三の丸、南の壇、井の壇、御馬屋敷、出丸、物見丸等が残るほか、山麓に悦叟院の森と呼ばれる寺跡があり、毛利弘元(法名悦叟常喜)、同夫人の墓所がある。

郡山城跡、多治比猿掛城跡はいずれも良好に保存されており、戦国大名毛利氏の城のあり方をよく示す貴重な遺跡である。ここに郡山城跡の未指定と多治比猿掛城跡全体を追加指定するとともに、指定名称を

「毛利氏城跡

多治比猿掛城跡

郡山城跡 』

と変更し、その保存を図るものである。

※『月刊文化財 1月号』（昭和62年1月1日発行）より引用

(3) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、図面上で示すと次頁の図のようになる。

なお、指定された地域（地番）は、本節「4 指定地の状況」の中で示している。

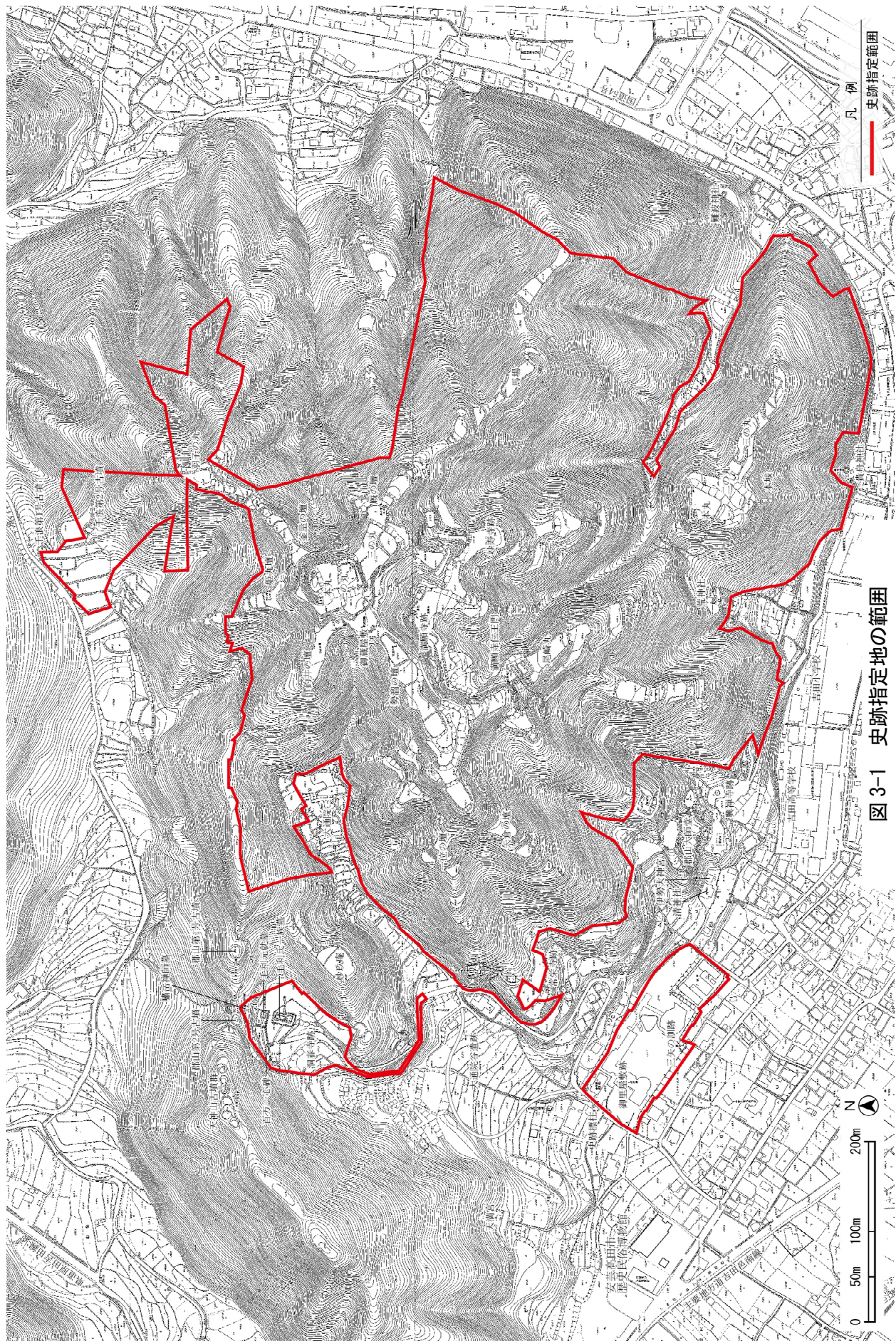


図 3-1 史跡指定地の範囲

3 史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業以降の調査成果

史跡毛利氏城跡としての追加指定及び名称変更にあたっては、前記のとおり昭和 60 年度から 62 年度にかけて国庫補助を受け、吉田町教育委員会が史跡郡山城跡保存管理計画策定事業を実施している。

この事業では、現地調査や史料調査、空中写真測量、平面図作成も行っている。

こうした調査・作業を活かしながら、史跡郡山城跡保存管理計画を策定し、その中では「歴史的調査の成果と郡山合戦」「郡山城跡の歴史と遺構」をまとめている。

その後、毛利氏の歴史や郡山城の遺構に関して調査・研究が進んでおり、ここでは保存管理計画策定事業以降の調査成果の要点を整理する。

郡山城跡は、昭和 15 年(1940)の史跡指定、同 63 年(1988)の追加指定と名称変更、それに伴う史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業によりそれまでの調査成果がまとめられているが、その後の 30 年間で現地の考古学的調査や郡山城そのものにかかる史料調査が進み、郡山城跡の実態とその重要性がさらに高まってきている。

(1) 考古学的調査

○郡山城の全体構造

保存管理計画策定事業に係る測量調査で城の全体構造が明らかになった。とくに独立丘陵状の地形を活かして、山頂部を中心として中枢部、内郭部、外郭部、周縁部という階層的な構造であることが明らかとなった。

○郡山城跡の個別遺構

個別遺構を見ると、郭は地山の切り盛りによる自然地形に沿った小さいものが多いが、中枢部には石垣が見られる（この石垣は破城の行為が認められる）。城内に堀切や切岸、土塁及び石塁の防御施設は少なく、満願寺跡等の庭園を持つ寺院が見られる。外郭部には本城（*）、羽子の丸をはじめ防御性の強い独立した城がある。多様な遺構は 16 世紀前半以前の国人領主の本拠を思わせる本城から、16 世紀後半の戦国大名の大規模城、さらに 16 世紀末の石垣の使用と、郡山城が長期にわたり拡張・改修されながら使用されたことを示している。

○郡山城跡の出土遺物

郡山城跡からは中枢部を中心に 500 点を超す輸入陶磁をはじめ多様な遺物が採集されている。輸入陶磁は青花が半数を超え 16 世紀後半とされるが、城で行われた武家儀礼に使用されたと推察される 14 世紀代の特殊器形の龍泉窯青磁も含まれ、本丸からは堆黒盆の破片も採集されている。また、三の丸や御蔵屋敷の壇では瓦も採集されている。中枢部は 16 世紀後半以降使用され、御殿をはじめとした施設や瓦葺きの建物があつたことが想定される。中枢部以外では外郭部の本城及び難波谷から 15 世紀代の備前焼片や土師質土器皿が採集されている。

○郡山城跡の周辺

郡山城跡では指定地外の山麓部で発掘調査が行われている。西側の大通院谷遺跡では城域を区切る堅堀とその外側で屋敷群、南麓でも幅 14m の横堀が検出されている。西谷遺跡では版築で造成された郭と石垣を伴う郭が検出されている。麓（里）から中枢部への通路に伴うものと考えられる。北側鞍部の千浪郭では石垣で画した郭か

ら掘立柱建物が検出され城背後の番所と考えられている。これら周辺部の遺構は概ね16世紀中頃から後半と推定されている。

○まとめ

これら考古学的調査の成果は次のようにまとめられる。

- ・築城の時期は明らかではないが15世紀には存在し16世紀末まで使用された。
- ・県内最大規模で中枢部が突出した求心的な四重構造となる。
- ・本城等の外郭部の一部を除き遺構の大半は16世紀中頃以降のもので、築城から廃城まで拡張・改修が続けられた。
- ・16世紀中頃以降の郡山城は軍事的施設から政治的施設に代わっており、中枢部の石垣や威信財と考えられる遺物からは毛利氏の権力誇示がうかがわれる。

(*) 郭の名称は、18世紀以降の『高田郡村々覚書』『よしだめぐり』等の地誌の記載以降地元で伝えられ現在も使われている呼称で示した。近年の調査では在城時のものとは異なるところが多い。

(2) 史料調査

○吉田と毛利氏の関係

吉田と毛利氏との関係は13世紀にはじまるが、城が確認されるのは14世紀の「吉田城」からである。しかしこれは臨時的施設と考えられ後の郡山城に直接つながるか否かは明らかでない。

○毛利元就と郡山城

15世紀後半から16世紀初頭には「郡山」や「要害」「城誘」等の記録があり、大永3年(1523)には家督を相続した元就が「郡山」に入城。天文9年(1540)には郡山城が尼子軍に攻められる。この頃、恒久施設としての郡山城(本城)があったことが分かる。

○毛利隆元と郡山城

天文15年(1546)の隆元相続後、隆元の「本城」は「かさ(山頂)」の元就と遠いので中腹の「粟掃井新丸」に移りたいとし、後に「尾崎」に移っている。また、同20年(1551)には城麓の堀が西に延長される。この頃までに郡山城は本城を含む郡山全域に拡張されたらしい。以後、永禄年間(1562-1577)にかけて城内には「小座敷」「たまる所」「風呂湯殿」「上り殿」等の記載が見られる。また、元就没後の元龜3年(1572)には、それまで「番衆」が努めていた在番から、「年寄衆奉行の者」は「在城」することになる。さらに天正9年(1581)の『芸州吉田沼田中郡御祓賦帳』『郡山之分』には「御屋形様(輝元)」ほか74名の記載がある。これは御師村山氏が檀那に御祓いのお土産を配った名簿で、この順は城内山頂から下方の山麓へと廻った順路を示しているのではないかとされている。

○毛利輝元と郡山城

天正12年(1584)には、郡山の「麓堀掃」「堀普請」を行っており、「会所」「城内之普請」「大門」の建設の予定もあった。同16年(1588)には城内の「惣普請」が計画されるが、秀吉から上洛の要請があり、実施されたかどうかは明らかでない。上洛の翌年、輝元は新たな本拠として広島城の築城をはじめ、同19年(1591)には広島城に入城する。その後の郡山城は明らかでないが、文禄年間(1592-1600)に隆景らが吉田で参会しており、慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦までは使用されていた可能性が高い。

○『高田郡村々覚書』からみる郡山城

宝永2年(1705)の『高田郡村々覚書』には、島原の乱(寛永14年(1637)～同15年(1638))に伴い惣堀が埋められたとの記載がある。

○まとめ

これら史料調査の成果は考古学的調査の成果と矛盾しない。

4 指定地の状況

(1) 土地所有

史跡指定地の土地は、おおむね3分の2が公有地、3分の1が民有地となっている。公有地は、安芸高田市が277,727.07㎡所有しており、地目としては、山林、保安林、宅地となっている。

表3-1 土地所有の状況

所有者	面積(㎡)	構成比(%)	該当する地目
公有地 (安芸高田市)	277,727.07	64.5	山林, 保安林, 宅地
民有地 (個人)	152,826.00	35.5	山林, 保安林, 墓地
合計	430,553.07	100.00	—

(2) 土地利用

史跡指定地の土地利用を地目でみると、全体面積の大半(91.8%)を山林が占めており、その他は、保安林、墓地、宅地となっている。

表3-2 土地利用(地目)の状況

地目	面積(㎡)	構成比(%)
山林	201,138.61	46.7
保安林	212,450.00	49.3
墓地	2,779.00	0.7
宅地	14,185.46	3.3
合計	430,553.07	100.0

表 3-3 地番別土地所有の状況（参考）

番号	所在地	地番	地目	面積(m ²)	所有者	備考
1	吉田町大字吉田字郡山	1171-1	山林	10,665	個人	
2	〃	1171-5	山林	6,418	〃	
3	〃	1171-6	墓地	2,381	〃	
4	〃	1200	山林	6,247	〃	
5	〃	1213-2	保安林	85	安芸高田市	
6	〃	1213-3	保安林	59	〃	
7	〃	1213-8	山林	39	〃	
8	〃	1214	保安林	763	〃	
9	〃	1217-1	保安林	33	〃	
10	〃	1217-2	山林	6.61	〃	
11	〃	1218	保安林	290	〃	
12	〃	1219-2	保安林	128	〃	
13	〃	1220	保安林	446	〃	
14	〃	1296	山林	10,309	個人	
15	〃	1323	山林	7,080	〃	
16	〃	1328-1	山林	2,042	安芸高田市	
17	〃	1328-2	保安林	192,628	〃	1328-3, 1328-5 を合筆
18	〃	1328-4	保安林	2,810	個人	
19	〃	1328-8	保安林	1,665	個人	
20	〃	1328-9	山林	5,626	〃	
21	〃	1328-10	山林	5,908	〃	
22	〃	1328-11	山林	10,370	〃	
23	〃	1328-12	山林	4,854	〃	
24	〃	1328-17	山林	64,378	安芸高田市	1328-25, 1328-26, 1328-29 を合筆
25	〃	1328-18	山林	13,293	個人	
26	〃	1328-19	山林	14,444	〃	
27	〃	1328-21	山林	10,752	〃	
28	〃	1328-30	山林	8,947	個人	
29	〃	1328-31	保安林	5,950	〃	
30	〃	1328-32	山林	1,487	〃	
31	〃	1328-39	保安林	1,967	〃	
32	〃	1328-40	山林	13,264	〃	
33	〃	1328-41	山林	2,408	〃	
34	〃	1328-42	墓地	398	〃	
35	〃	1347	山林	809	安芸高田市	
36	〃	1348	山林	945	個人	
37	〃	1349	山林	799	〃	
38	〃	1351	山林	1,444	〃	
39	〃	1352	山林	842	〃	
40	〃	1353	山林	595	〃	
41	〃	1354	山林	958	〃	
42	〃	1362	山林	1,835	安芸高田市	1362-3 を合筆
43	吉田町大字吉田字上迫	406	宅地	10,761.73	安芸高田市	
44	〃	454-1	宅地	1,858.97	〃	
45	〃	456	宅地	1,564.76	〃	
	合計	—	—	430,553.07	—	

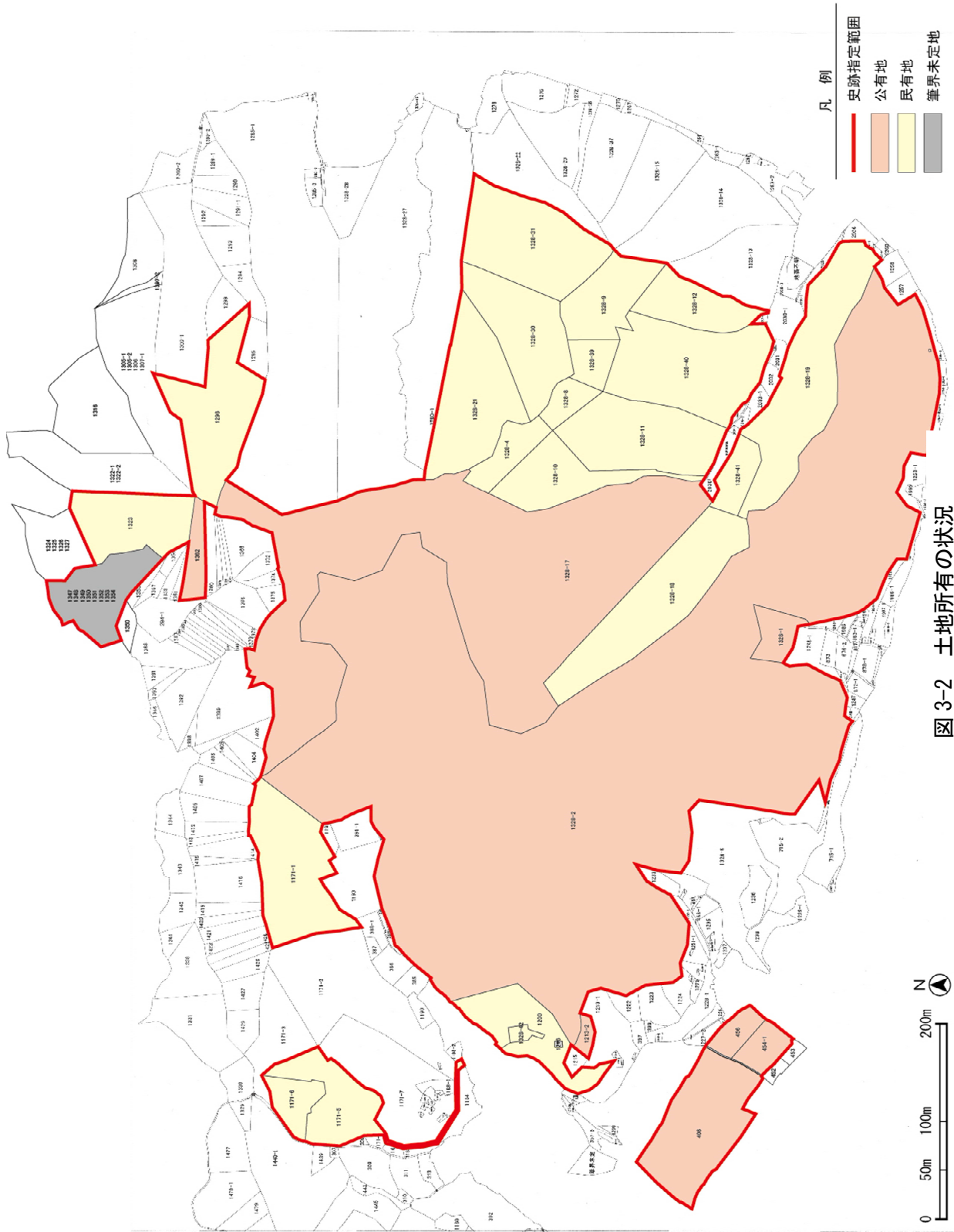


図 3-2 土地所有の状況

(3) 法規制の状況

郡山城跡については、文化財保護法（国指定史跡）のほか、現在までに様々な規制がなされている。

大正 10 年(1921)に風致保安林に、昭和 49 年(1974)には郡山、天神山の山林が緑地環境保全地域に指定されている。この郡山緑地環境保全地域は、史跡郡山城跡を中心とした歴史的遺産とその周辺の樹林地を現状のまま保全するために指定されたもので、地域内の樹齢数百年を経たスギの巨木林や 62 科 350 種に及ぶ樹種からなる原生的天然林は植物学的にも貴重とされている。なお、この区域での木材の伐採は届出が義務づけられている。

また、昭和 42 年(1967)に郡山・天神山周辺が鳥獣保護区に指定されている。これにより安心して史跡の散策ができるようになった（狩猟が認められなくなったため）。

この他にも、昭和 44 年(1969) 4 月に県の「いこいの森」事業により、「郡山いこいの森」が完成。植樹を行い、展望台、スベリ台、ブランコを設置した。昭和 50 年(1975) 7 月には県の自然歩道のコースに郡山を入れ、親しみのもてるような方策がとられてきた。

昭和 55 年(1980)11 月には都市計画区域に編入され、郡山城跡の山麓部付近のうち、南側は第一種中高層住居専用地域、東側は第一種住居地域（用途地域）が指定されている。

加えて、土砂災害防止法に基づき郡山城跡の南及び東側の山裾付近を中心に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流）が、急傾斜地法に基づき急傾斜地崩壊危険区域が南東部の山麓（1 箇所）に指定されている。

【各制度の概要・規制】

■風致保安林

根拠法等：森林法

名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に、これを保存する。

郡山城跡における風致保安林は、広島県の保安林台帳では指定施業要件が「禁伐」となっている。

<保安林における制限（一部抜粋）>

(1) 立木の伐採：都道府県知事の許可が必要。

許可要件

- ・伐採の方法が、指定施業要件（注）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと（間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要）。

(2) 土地の形質の変更：都道府県知事の許可が必要

許可要件

- ・保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないこと。

(注) 指定施業要件

保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

■緑地環境保全地域

根拠法等：広島県自然環境保全条例（昭和47年12月制定）

自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが、地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を、面積に関係なく指定。

1. 市街地又はその周辺地域の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域。
2. その地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産（例えば、神社仏閣や古墳）と自然とが一体となって良好な自然環境を形成している区域。

<指定による行為の規則>

- ・一定の基準を超える建築物の建築や宅地の造成等の特定の行為をしようとするときは、事前に知事への届出が必要。
- ・木竹の伐採も届出の対象。

■鳥獣保護区

根拠法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律。

鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定される（国又は都道府県が指定）。

<鳥獣保護区における制限>

- ・鳥獣保護区内においては、狩猟が認められない。

■用途地域

根拠法等：都市計画法

地域における住居の環境の保全又は業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に応じて建築を規制するべく指定する地域。

<用途地域による制限>

例：郡山城跡の南側山麓部の市街地…第一種中高層住居専用地域。

- ・マンションや戸建てといった住居や、ある程度の広さの飲食店、スーパーマーケットといった店舗を建築できる地域。
- ・ホテル等の宿泊施設、パチンコ店等は建築できない。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

根拠法等：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）。

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

<指定による制限>

土砂災害警戒区域

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

■急傾斜地崩壊危険区域

根拠法等：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされる。

また、住民の要望と同意にもとづき、広島県が崩壊防止工事を行っている。

<指定による制限>

次の行為を急傾斜地崩壊危険区域内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要。

- ・水の浸透を助長する行為（例）水を放流し、又は停滞させる行為。
- ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で、政令で定めるもの。
（例）ため池、用排水路
- ・のり切、切土、掘削又は盛土。
- ・立竹木の伐採。
- ・木竹の滑下又は地引による搬出。
- ・土石の採取又は集積。
- ・上記の他、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの。

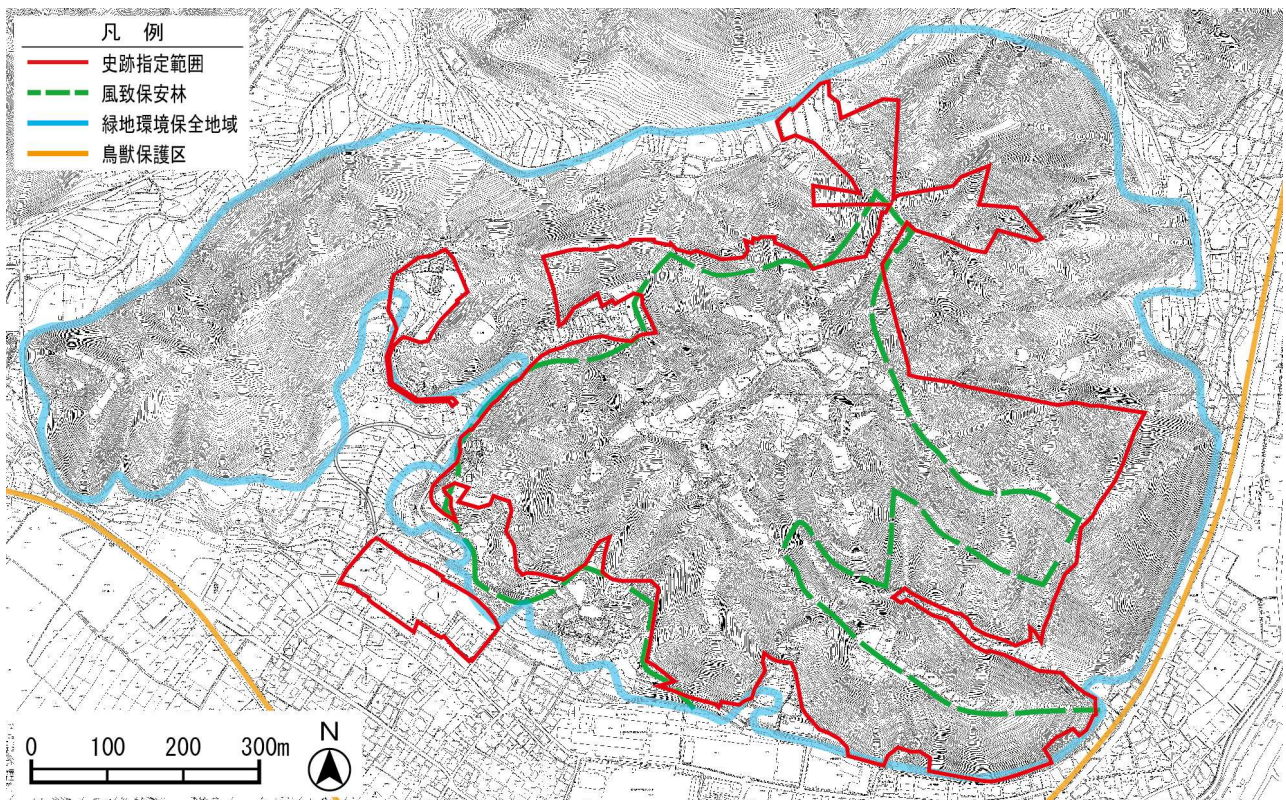


図 3-3 史跡指定地を中心とした法規制（土地利用関係）の状況

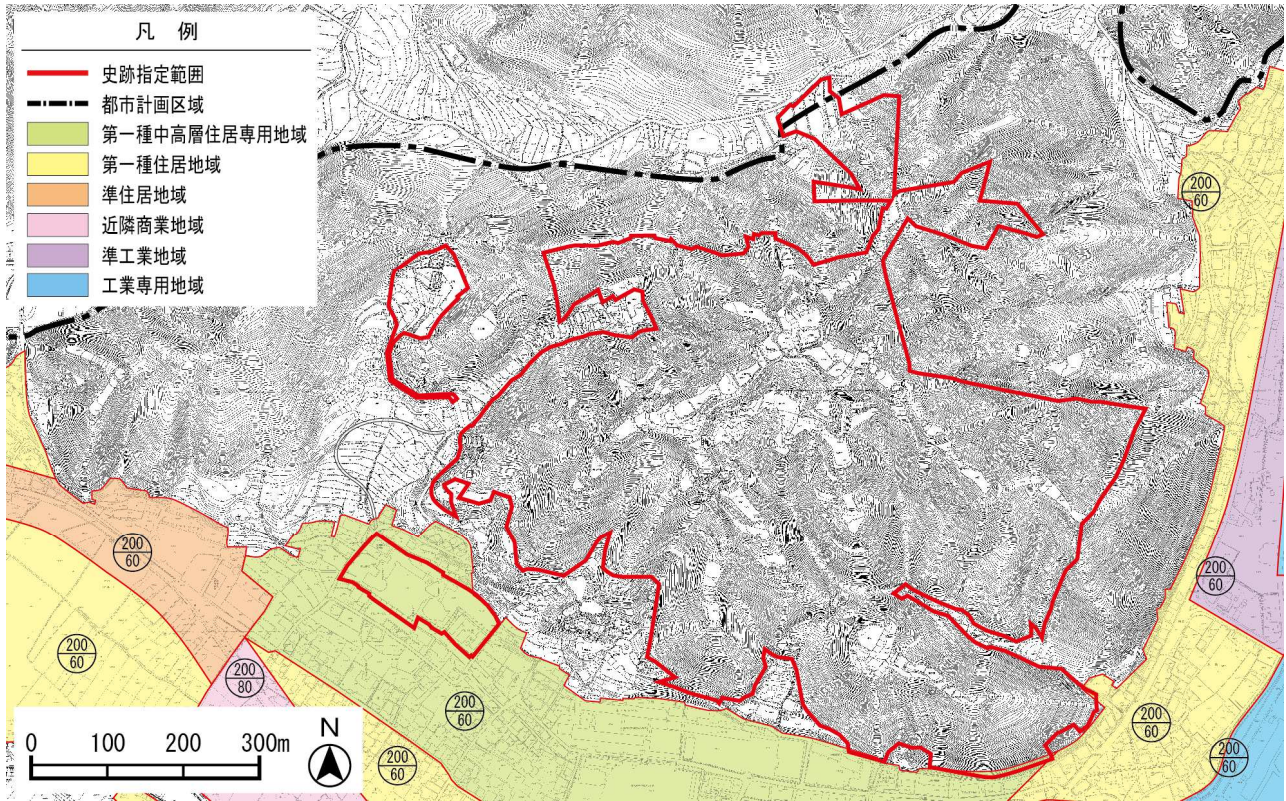


図 3-4 都市計画の状況

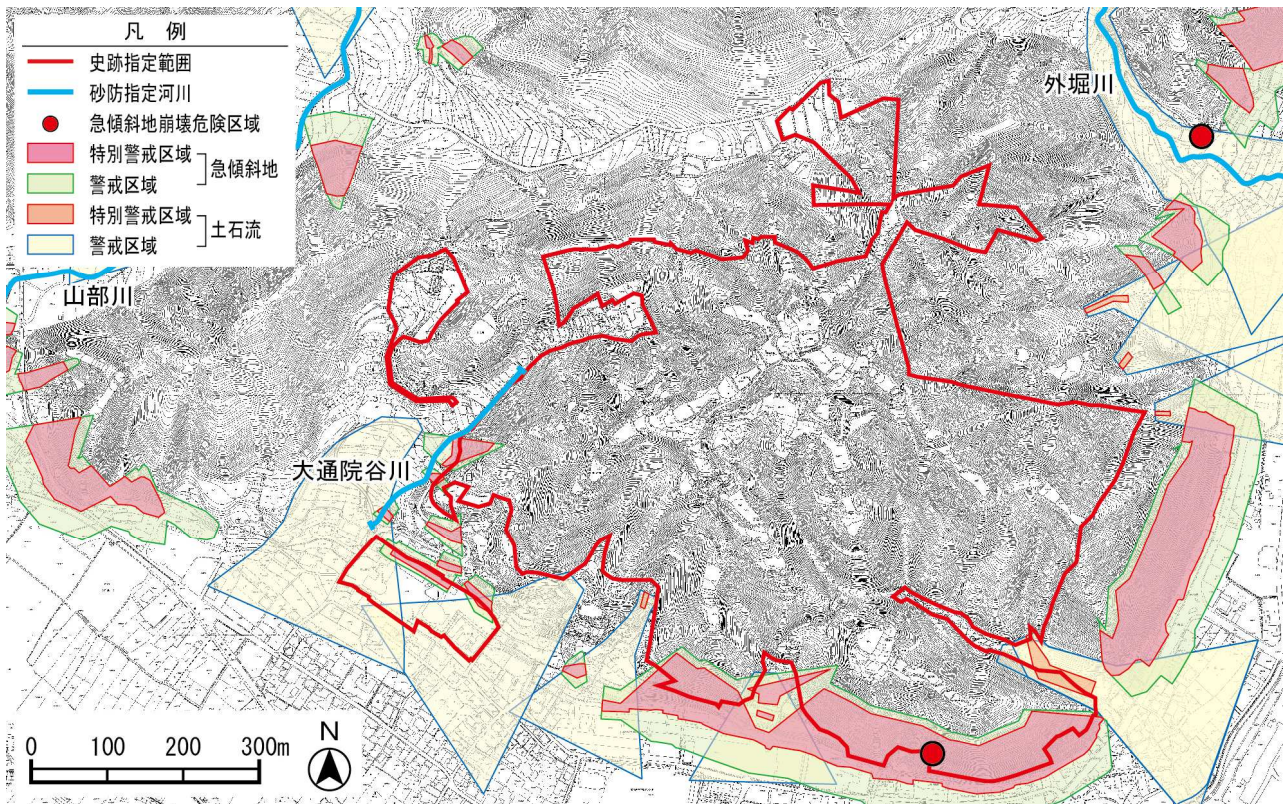


図 3-5 土砂災害特別区域等（土砂災害防止法）の指定状況

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

なお、史跡における本質的価値とは「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示することとされている。

したがって、昭和15年(1940)の指定説明文とともに、「月刊文化財 1月号」(昭和62年(1981)1月1日発行)の記載されている本史跡の追加指定及び名称変更の説明文をもとに、それから類推し読み取れる内容を含めて本質的価値を検討し明示する。

●毛利氏が中国一円を治める戦国大名に成長する拠点と城のあり方を示す山城跡

郡山城は、毛利元就が家督を継いだ段階で、一国人領主の本拠に過ぎなかったが、毛利氏が中国一円を領有する戦国大名に成長するなかで城郭の拡張や整備が続けられ、城郭の遺構から毛利氏の発展段階を探ることができる。

●郡山全域にわたって数多くの遺構（郭、堀切、切岸ほか）が良好に保存されている大規模な山城跡

郡山城跡は、郡山全域を利用した城郭であり、山頂付近や全方位に伸びるすべての尾根に270に及ぶ郭が築かれ、堀切、寺跡の遺構を含め、それらが良好に保存され現地で明瞭に確認することができる広島県最大規模、全国的にみても有数の大規模な山城跡である。

●戦国大名の山上居住等の同時代の史料が多数存在し、古文書の記述が現地で確認できる希有な山城跡

郡山城に関する同時代の史料が多数確認され、その中には特定の場所と内容を示す記述もあり、それらを現地で類推できる史料が数多くある希有な山城跡である。

特に、戦国大名の山上居住は、発掘調査事例は他にもあるが、同時代史料と遺構の両方で確認できるのは郡山城跡が全国で唯一となる。

●寺跡や毛利一族墓所が一体となって存在する山城跡

郡山城跡や山麓部には、寺跡や毛利元就墓所、毛利家一族墓所、清神社、元就火葬場伝承地があり、これらと一体となって存在する全国的にみても数少ない山城跡である。

第2節 新たな価値評価と本質的価値に付随する評価の明示

郡山城跡は、昭和63年(1988)の追加指定後、30年以上が経過しており、この間、考古学的調査が行われ、史料調査も進んでいる。

こうしたことを踏まえ、新たな価値評価を明示するとともに、前述の「史跡の本質的価値の明示」と合わせて、本質的価値を総括的に表す。

●山麓部付近まで郭が配された求心的・階層的な構造の山城跡

測量調査及び赤色立体地図により、郡山城跡は山麓部付近まで多数の郭が配され、独立峰の地形を活かして山頂部を中心として中枢部、内郭部、外郭部、周縁部という求心的・階層的な構造であることが明らかとなった。

●城の一生（築城、拡張、破城）を現地でたどることのできる山城跡

郡山城跡の多様な遺構は、16世紀前半以前の国人領主の本拠としての本城から、16世紀後半の戦国大名の大規模城、さらに16世紀末の最新技術を取り入れた改修と、郡山城が長期にわたり拡張・改修されながら使用されたことを現地でたどることができる。

廃城後については、宝永2年(1705)の『高田郡村々覚書』には、島原の乱(寛永14年(1637)～同15年(1638))に伴い惣堀が埋められたとの記載がある。また、中枢部では石垣に破城の痕跡がある。

●史料調査が進み、より一層、文書の記述が現地で確認できる可能性の高い山城跡

史料(文献)調査が進み、より一層、文書の記述が現地で確認できる可能性が高まる。

こうした特色から、史料と遺構とをセットで活用できる史跡である。

●幕末における城郭の再利用の動きや激動の歴史をうかがい知ることのできる山城跡

幕末、広島藩(浅野藩)においては、藩内外の有事に備えて郡山の南麓(現・吉田高等学校の敷地)に陣屋をつくっている。また、郡山の測量(「郡山城量地図『郡山兵備談』1864)を行い、大砲を配置する全体の計画図も作成し、郡山城を再利用しようとしていた歴史がある。

こうした歴史を現地と合わせて伝えることで、幕末の激動の歴史をうかがい知ることのできる山城跡でもある。

●廃城後の近世、近代には長州藩政や国策の遂行にも利用された城

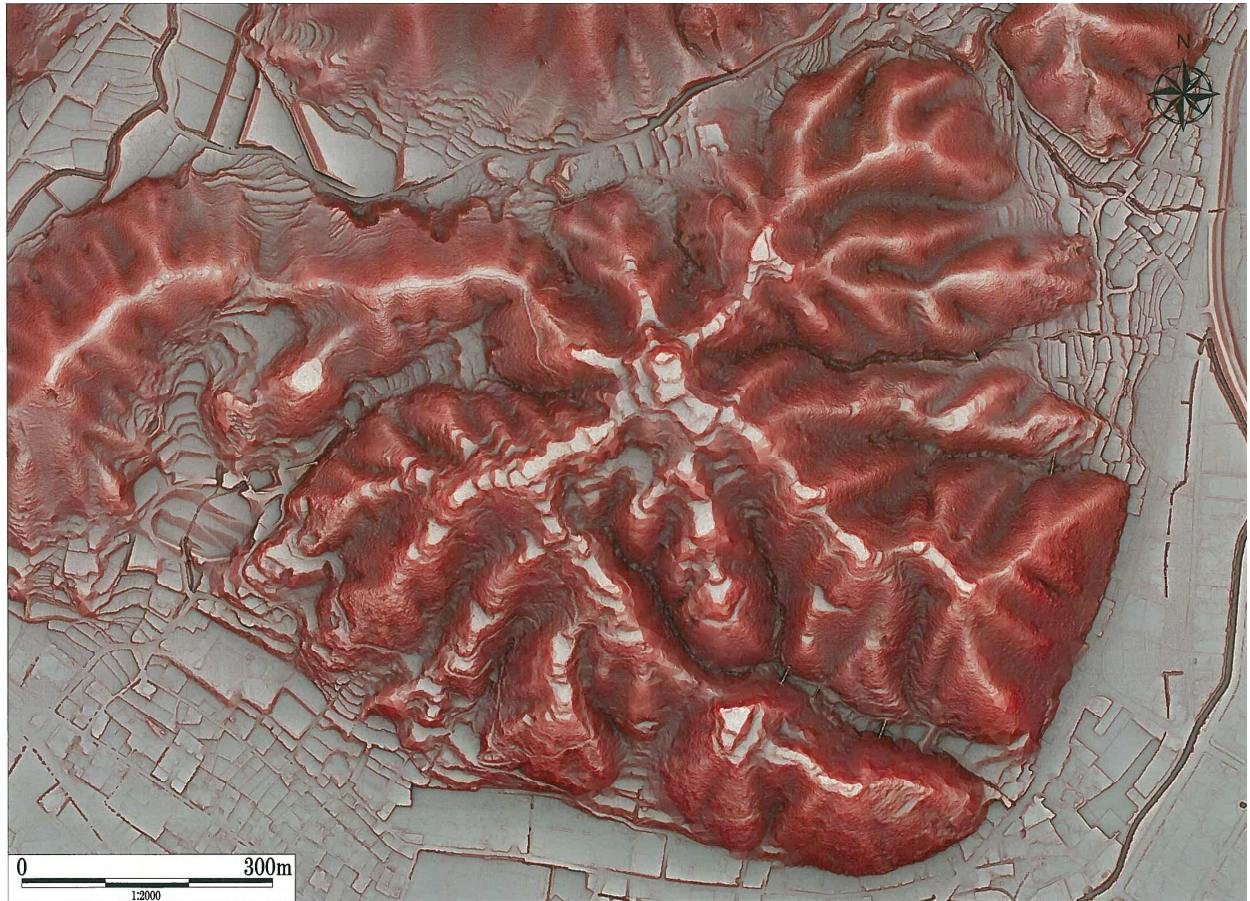
近世の長州藩では藩祖元就を藩政改革と藩の維持結束に利用し、近代には元就の神格化と挙国一致に利用された。このことによって郡山城跡は地元で聖地ともされた。

史跡の本質的価値の明示+新たな価値評価の明示



<郡山城跡の本質的価値の総括的な明示>

保存状態がよく、戦国大名の発展段階がたどれる大規模な山城跡
城の営みや一生が遺構、遺物と史料でたどれる稀有な山城跡



郡山城跡及びその周辺の赤色立体地図
(資料編に拡大図を掲載)

第3節 構成要素の特定

1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての価値（本質的価値）を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では第1章「第3節 計画策定の範囲（対象）」で示しているように、史跡指定地外も計画策定の範囲としており、追加指定や関連する文化財の保存・活用を検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定する。

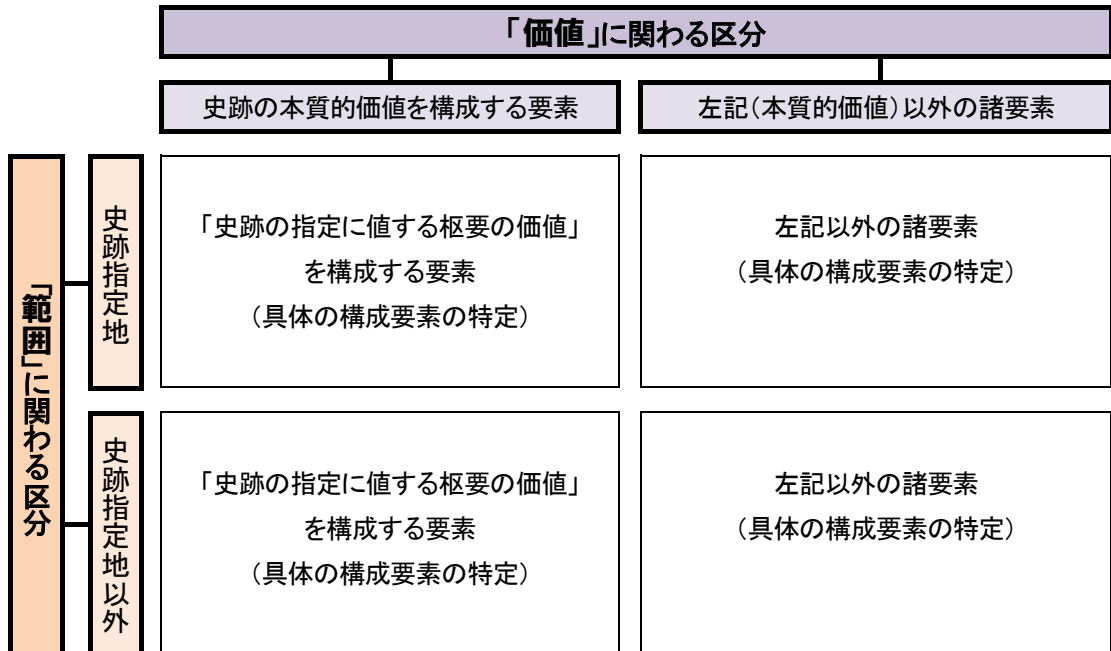


図 4-1 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

(1) 「価値」に関わる区分

史跡の保存・活用（整備を含む）においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となる。

それ以外の構成要素も一律では捉えにくく、本史跡に関しても多種多様な要素が存在することから、個々の構成要素の内容や性格、本質的価値との関係を考慮し、把握する必要がある。

このため、ここでは本章「第1節 史跡の本質的価値の明示」及び「第2節 新たな価値評価の明示」で示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定する。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外（その他の要素）については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して区分する。

こうした点を踏まえ、史跡を構成する要素を、大きく次のA～Eの5つに区分する。

A：史跡の本質的価値を構成する要素

- ・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

＜「史跡の本質的価値を構成する要素（A）」以外の諸要素＞

B：史跡の本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境・資源を構成する要素（「史跡の本質的価値」以外）

- ・郡山城跡の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素
- ・廃城後の郡山城跡に関わる地下遺構や歴史的史実が確認されている場所を含む。
例：幕末の陣屋が存在していた場所，番所跡の地下遺構（確認された場所）
※郡山城跡の本質的価値を構成する要素との関係を考慮しながら，必要に応じて保存・活用及び整備のあり方，内容を検討する。

C：自然環境を構成する要素

- ・史跡指定地及びその周辺（郡山山麓部，旧城下町（推定）及びその周辺）における自然的な要素（地形，樹木・森林，その他植生，河川）
※史跡と一体的な景観形成・環境保全を検討する。

D：史跡の保存・活用に資する要素

- ・郡山城跡に関わるアクセスや案内表示板（サイン類），保存施設，管理・便益施設ほか。

E：その他の要素（A～D以外）

- ・前記のA～D以外で，史跡の保存・活用や景観の保全・形成に係る要素（史跡との関係で調整が必要な要素，留意事項を含む），撤去すべき要素。

（2）「範囲」に関わる区分

計画の対象とする範囲は，大きくは史跡指定地とそれ以外となる。

それ以外については，第1章第2節で示しているように「史跡指定地以外の主たる計画対象区域」と「関連する計画対象区域」に分けることになる。

＜史跡指定地外＞

あ：史跡と一体的な遺構の保存・活用や景観形成・環境保全が求められる周辺区域（史跡指定地外の主たる計画区域…第1章第2節を参照）

- ・郡山の史跡指定地外の区域
- ・推定（想定）される内堀から城跡側の概ねの区域
- ・大通院谷

い：その他の区域（関連する計画対象区域…第1章第2節を参照）

- ・旧城下町（推定）の区域
- ・郡山の北及び東側を中心とした山麓部

2 構成要素

価値に関わる5つの要素（A～E），範囲に関わる3つの区分（史跡指定地，史跡指定地外…2つの区分[あ，い]）に基づき，構成要素を特定する。

表 4-1 構成要素の特定 (1/2)

区分	A 史跡の本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
		B 本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素	C 自然環境を構成する要素	D 史跡の保存・活用に資する要素	E その他の要素
史跡指定地内	<p>郭(石垣, 切岸, 堀切, 池, 井戸を含む: 主要な峰, 谷で整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素峰: 本丸, 二の丸, 三の丸 ・子峰: 釜屋の壇, 羽子の丸 ・卯峰: 厩の壇, 馬場跡 ・辰峰: 妙寿寺跡, 満願寺跡 ・午峰: 本城(本丸, 二の丸, 三の丸) ・未峰: 尾崎丸 ・申峰: 勢溜の壇, 矢倉の壇 ・酉峰: 一位の壇 ・戌峰: 釣井の壇 ・亥峰: 姫の丸壇 ・洞春寺谷: 洞春寺跡(毛利元就墓所) ・その他の郭等 <p>御里屋敷跡伝承地</p> <p>墓(墓所: 石垣, 参道を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛利元就墓所 ・毛利氏一族墓所 ・嘯岳鼎虎禅師墓 ・毛利隆元墓所(常栄寺跡) <p>寺跡(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妙寿寺跡 ・満願寺跡 ・洞春寺跡 ・常栄寺跡(一部指定外) <p>※郡山城に関わる地下遺構を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荒神社 ・百万一心碑 ・三矢の訓跡碑 ・毛利元就像 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林(里山) ・自然地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡標柱(標識) ・境界標 ・説明板 ・誘導標識 ・注意札 ・登山道・遊歩道(園路) ・休憩施設(あずまや: 毛利氏一族墓の西側) ・倉庫(毛利氏一族墓の西側) ・手水鉢(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物, その他の構造物(御里屋敷跡伝承地)
史跡指定地外(山地・南側山麓部: 主たる計画対象区域)	<p>郭等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戌峰: 妙玖庵 ・辰谷: 大手 ・午谷 ・未谷: 興禅寺跡(郡山公園) ・未谷: 現・祇園社 ・酉谷: 常栄寺跡, 酉谷地点石垣跡 ・戌谷: 大通院跡 等 <p>神社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清神社 <p>その他遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛利元就火葬場伝承地 <p>地下遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通院谷遺跡(薬研堀跡, 屋敷跡) ・内堀跡, 土居跡(推定) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幕末の陣屋跡(吉田高等学校敷地) ・幕末の番所跡(千浪郭群跡) ・郡山大師堂(88体の石仏) ・難波神社 ・貴船神社 ・郡山第1号古墳 ・郡山第2号古墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林(里山) ・自然地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのアクセス(市道, 遊歩道) ・郡山公園(休憩施設, トイレ, 展望台) ・大通院谷川砂防公園(休憩施設, トイレ, 駐車場) ・案内板 ・説明板 ・誘導標識 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地(水路を含む) ・市街地(建物, 道路, 電柱, 排水路) ・遺構に悪影響を与える樹木, その他の撤去すべき要素

表 4-1 構成要素の特定 (2 / 2)

区分	A 史跡の本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
		B 本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素	C 自然環境を構成する要素	D 史跡の保存・活用に資する要素	E その他の要素
関連する計画対象区域	※地下遺構：史跡に関する遺構が確認された場合 ・吉川元春館跡 ・小早川隆景館跡 ・太郎丸城跡 ・秀岳院跡 ・町割等	・安芸高田市歴史民俗博物館 ・町割：香取縄手，祇園縄手，順礼堂縄手，油縄手等 ・古くからの地名：三日月市，六日市等 ・神社：吉田天神社，住吉神社，吉田恵比寿神社 ・寺院：法専寺，徳栄寺，高林坊，福泉坊 ・城跡：天神山城跡 ・古墳(天神山古墳)	・樹林 ・江の川(可愛川) ・多治比川	・安芸高田市歴史民俗博物館 ・史跡へのアクセス(市道，遊歩道，その他の道) ・案内板 ・誘導標識	・農地・集落地(水路を含む) ・市街地(建物，道路，駐車場，電柱，排水路ほか)

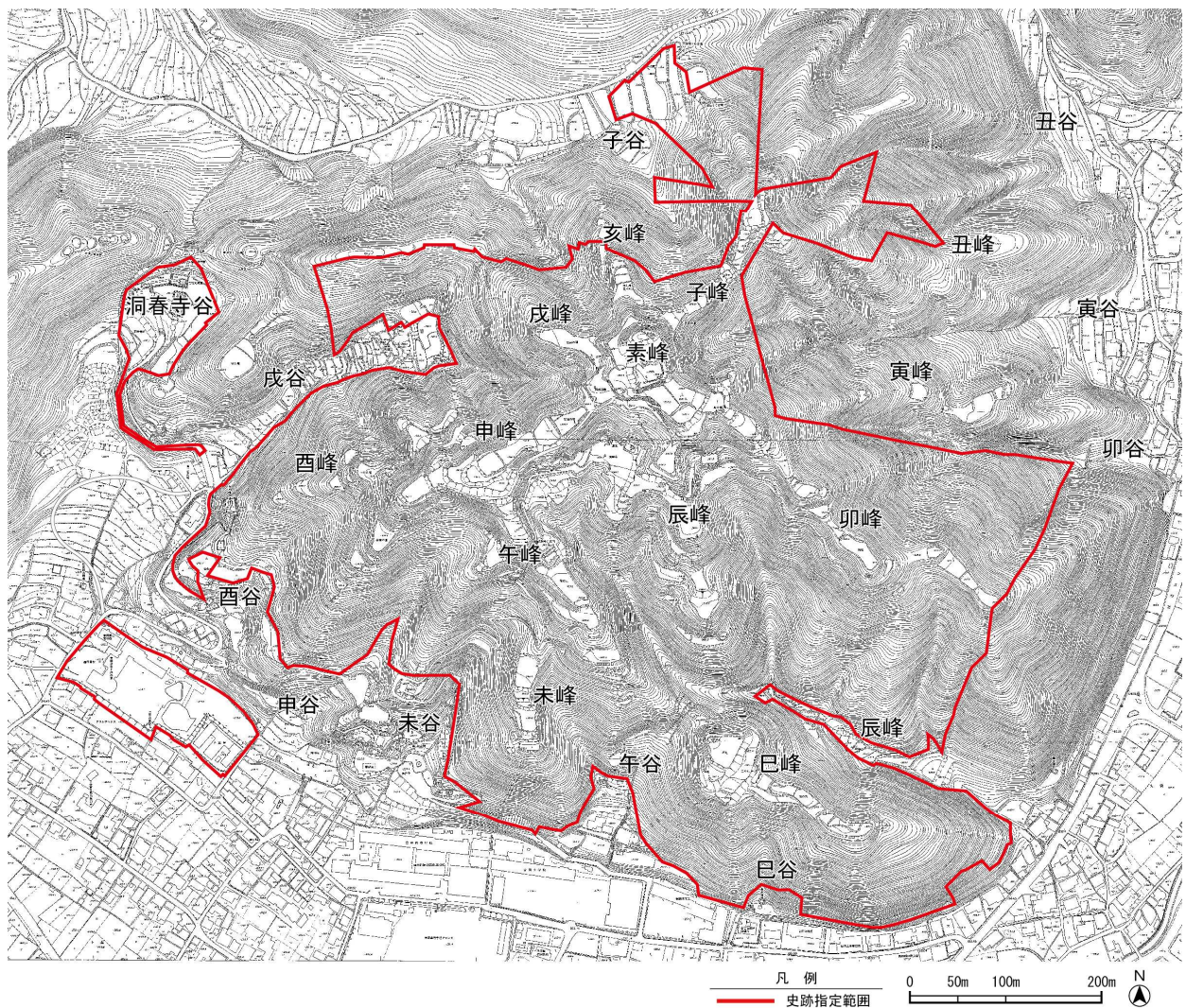


図 4-2 郡山城跡の主要な尾根・谷